

令和元年5月14日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03326

研究課題名(和文) 国際司法裁判所による司法的救済の現代的変容

研究課題名(英文) The Recent Trend on the Judicial Remedies in the International Court of Justice

研究代表者

岩本 禎之(李禎之)(LEE-IWAMOTO, Yoshiyuki)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：20405567

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究課題は、当事者適格と救済方法の体系的な分析によって、国際司法裁判所(ICJ)の機能変化を捉えることを目的とした研究である。そこでは、ICJに対して「誰が」「何を」請求できるのかを解明するため、当事者適格と救済方法(行為命令)を対象とした判例分析を行った。具体的には、裁判手続で保護され得る法的利益の観点から当事者適格を検討し(2016年度)、当事者適格の拡張を踏まえた行為命令の要件と機能(2017年度に違法行為の中止、2018年度に再発防止の保証)を分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、少なくとも国際司法裁判所(ICJ)に関しては、当事者適格の拡張と救済方法の多様化が公法的秩序の形成を促していること(裁判の法秩序維持機能)をほぼ明らかにできた。本研究は、論理演繹的に一般法を構築した従来の国家責任法研究と異なる、救済方法に基づいた「個別具体的な責任法体系の構築」と、司法的救済のあり方を通じた実証的な「裁判機能の把握」を試みる研究の端緒としての意義をもつ。

研究成果の概要(英文)：The principal investigator has analyzed the ICJ case law in the light of the expansion of the standing and the injunctive remedies. One of his conclusion is that such practices imply the judicial control on the violations of international legal rules. Therefore, this research would have the two theoretical implications as follows: the first is the implication about the understanding of judicial function. By examining the ICJ practices above, we understand that the concept of judicial function can be constructed as not only settling the concrete dispute, but also maintaining the treaty regime and/or other values. Second, there is the implication about the law of Responsibility. In this regard, this research has revealed that the ICJ can fashion a remedy by using their discretionary power about remedies, and it suggests that there are many sub-system of responsibility in international law.

研究分野：国際法学

キーワード：国際司法裁判所 当事者適格 訴えの利益 救済方法 違法行為の中止 再発防止の保証

1. 研究開始当初の背景

本研究は、国際裁判論と国家責任法との交差点に位置する問題を考察対象とするものであり、研究開始当初において各分野の研究状況および研究代表者の準備状況は下記の通りであった。

(1) 国際裁判論の観点：伝統的に国際裁判は、責任に関する紛争の場合、個別的に「損害」を受けた国家に対して救済を与えることで紛争を処理するものと捉えられてきた。つまり、そこでの司法機能は、個別国家の法的利益に関わる争訟（いわゆる主観訴訟）の処理を目的とし、それは賠償（reparation）による損害填補で達成されると理解されてきた。しかし、近年の裁判例は、直接被害国以外の国家が法秩序維持を目的とした提訴を行っていることを示している。こうした裁判の履行確保手続化とでも呼びうる現象自体の指摘はなされているが（例えば、森肇志「国際法における法の実現手段」佐伯仁志編『岩波講座 現代法の動態2）法の実現手段』（岩波書店、2014年）を参照。）、その意義と限界について未だ十分な実証的検討がなされていない状況にある。

(2) 国家責任法の観点：既存の国家責任法研究は、国際裁判の豊富な実践を必ずしも反映してこなかった。そこでは、国際裁判所の管轄権上の制約を理由に、「一般法」たる国家責任法を論理操作のみによって構築することに腐心してきたように思われる。その結果、各種国際裁判所が与える「司法的救済（judicial remedies）」の研究は看過されてきたといえる（欧米における例外としては、C. Gray, *Judicial Remedies in International Law*, 1987 や I. Brownlie, “Remedies in the International Court of Justice”, in V. Lowe et al. (eds.), *Fifty Years of the International Court of Justice*, 1996 を参照）。

(3) 研究代表者の既存研究成果との関係：これまでに研究代表者は、訴訟の客体たる請求の形成過程や裁判所の請求規律権限を検討することで、訴訟への紛争の取り込みとそれが紛争解決に与える影響を明らかにしてきた。本研究は、責任紛争の請求内容に踏み込むことで、従来の国際裁判研究を深化させるものと位置付けられるものであった。

2. 研究の目的

本研究は、実体規範が裁判手続に及ぼす影響を以下の2点から実証的に分析することにより、国際司法裁判所における司法的救済に具現されている「司法機能の現代的変容」を明らかにすることをその目的とする。

(1) 裁判手続の二辺性の緩和

当事者適格の拡張が如何なる根拠に基づくのかを明らかにする。その際、法的利益による影響がどの程度あるのか（または、ないのか）を分析軸とする。

(2) 実体法規範の多辺性の考慮

救済方法の多様化として、義務履行請求（国家責任条文 30 条：違法行為の中止、再発防止の保証）に着目する。そして、国際司法裁判所による当該救済方法の付与要件やそれらが持ち得る影響を明らかにすることで、国家責任法における知見を国際裁判機能論へと取り込むことを試みる。

3. 研究の方法

本研究は、国際司法裁判所に対して「①誰が」「②何を」請求できるのかを探求するため、①当事者適格と②救済方法を対象とした判例分析を核として研究を進める。

(1) まず、実体法規範の多辺性に関連する法概念を整理した上で、裁判手続で保護され得る法的利益の観点から当事者適格を検討する。その後、当事者適格の拡張を踏まえた救済方法の多様化を検討することにした。こうした検討により、司法機能の現代的変容の解明に際して、国際裁判論と国家責任法を相互に関連づけるアプローチを採ることが可能になると考える。

(2) 本研究は、以下の2点の理由により、研究手法として徹底的な判例分析を実施した。

まず、一つ目の理由は、国際司法裁判所の手続法、とりわけ救済方法に関する法は、裁判例により形成・発展してきた法（Judge-made law）ともいわれるからである。そして、二点目の理由として、判例分析による帰納的手法は、国連国際法委員会（ILC）をはじめとした国家責任法に関する従来の研究が採ってきた論理演繹的手法で得られた成果の検証に不可欠であると考えられているからである。

4. 研究成果

本研究は、国際司法裁判所に対して「①誰が」「②何を」請求できるのかを判例分析を核として探求することにより、以下の研究成果を得ることができた。

(1) 初年度である平成28年度は、当事者適格（上記①の問題）を検討対象とした。まず、実体法規の多辺性に關連する共同体利益や集団利益といった利益概念の展開について学説を参照しながら整理を行った後、手続的な訴訟要件に關わる利益概念を国際司法裁判所判例に即して整理し、実体法上の利益概念と訴訟法上の利益概念の相互關係について検討を行った。

判例上、訴訟法上の利益概念は、直接的・個人的な利益のみならず、一般的・間接的な利益をも包含するものとして定式化され、そこには実体法上の法状態・法關係の明確化が含まれ得るという点で広範かつ柔軟な概念として把握される。すなわち、訴訟法上の利益概念は、訴訟対象たる紛争主題に關わる実体法の規範構造に依存しているということが出来る。それ故に、実体法上の利益概念の展開に対応する形で、訴訟法上の利益における「具体性」や「直接性」をはかる基準が緩和されていると理解できるのであり、そのことが実体法規上の利益保護を訴訟において主張し得る当事者の範囲（当事者適格）を拡張しているという關係構造にあることを実証的に明らかにした。

(2) 平成29年度は、救済方法（上記②の問題）、とりわけ、行為命令の一類型を構成する「違法行為の中止」（不作為義務違反の場合には差止命令の形態をとり、作為義務違反の場合には義務付け命令の形態をとる）に焦点を当てて検討を進めた。

「違法行為中止」請求は継続的違法行為に対してのみ許容可能であり、その判断基準は判決時現在の法關係に影響する行為かどうかであるということが判例上で確認できたが、それ以外の考慮要因を見い出すことは困難であった。また、違法行為中止を求める行為命令の性格に關連して、南極捕鯨事件の分析および調査捕鯨に關連する事案（ワシントン条約（CITES）や国連海洋法条約（UNCLOS）第65条の解釈適用）の検討から、違反の対象となる一次義務が協力義務である場合、当該義務を規定する条約体制を踏まえて協力義務の内容を如何に把握するのかという点が違法行為中止請求の要否に影響を及ぼし得ることを明らかにした。ただし、違法行為中止命令の発出には国際司法裁判所も慎重であり、そうした抑制的運用は訴訟当事者意思の尊重という観点から正当化し得るものと考えられる。そして、この点は国際司法裁判所のみならず国際裁判一般に通用し得る考慮要因であることを国連海洋法条約附属書VIIの仲裁手続である南シナ海仲裁の分析を通じて確認することができた。

(3) 平成30年度は、救済方法（上記②の問題）の再発防止保証に焦点をあてて検討を行った。再発防止の保証も行為命令の一類型をなしており、通常、差止命令であると考えられるものである。ただし、防止に向けた特定措置を含んだ「特定の保証」の場合は、差止命令ではなく義務付け命令といえる。検討作業は、①再発防止保証を求める行為命令の法的性格（一次義務との關係）、③再発防止保証の否認根拠とされる義務履行推定原則の射程、といった点を中心として進めた。

まず、再発防止保証の法的性格と内容については学説および訴訟当事国の主張は分岐していたことが確認できた。他方、判例上は、再発防止について当事国による一方的な約束の追認と評価できるものはあるが（ラグラン事件・アヴェナ等事件、コンゴ領域軍事活動事件など）、一次義務の違反を根拠とした請求認容判決は存在しておらず、このことは実定国際法上の地位を確定させるに至っていないことを示唆するよう思われる。そうした状況の中、ICJが依拠する義務履行推定原則は、信義誠実を根拠とした推定であると理解されるものであった。ICJは、信義誠実の推定を前提とした「特別の事情」基準を判断枠組として提示することにより、国家実行の促進を試みているものと評価できる。

(4) 結論：以上より、本研究は当事者適格の拡張と救済方法の多様化の構造を解明し、それらが公法的秩序の形成を促していること（＝裁判の法秩序維持機能）をICJに關しては概ね（再発防止保証の位置付けは未決着）明らかにしたと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 2 件）

1. 著者名：李禎之
2. 論文標題：南シナ海仲裁手続の訴訟法的含意
3. 雑誌名：国際法外交雑誌
4. 卷：117 卷2号
5. 発行年：2018年
6. 最初と最後の頁：30-49頁。

掲載論文の DOI (デジタルオブジェクト識別子) :

オープンアクセスの有無 : 無

査読の有無 : 有

国際共著の有無 : 無

1. 著者名 : 李禎之

2. 論文標題 : 国際裁判の機能

3. 雑誌名 : 法学セミナー

4. 巻 : 765 号

5. 発行年 : 2018 年

6. 最初と最後の頁 : 43-48 頁。

掲載論文の DOI (デジタルオブジェクト識別子) :

オープンアクセスの有無 : 無

査読の有無 : 有

国際共著の有無 : 無

[学会発表] (計 1 件)

1. 発表者名 : 李禎之

2. 発表標題 : 南シナ海仲裁手続の訴訟法的含意

3. 学会等名 : 国際法学会 2017 年度研究大会

4. 発表年月日 : 平成 29 年 9 月 4 日

5. 発表場所 : 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年 :

国内外の別 :

○取得状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

取得年 :

国内外の別 :

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。